

主担当部：健康福祉部

（現状と課題）

障害者福祉の方向は、「施設福祉から地域福祉へ」と向かう流れにあり、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、2006年（平成18年）に障害者自立支援法が施行され、障害者福祉サービス体系が大きく変化しています。

このことに伴い、サービス利用者の負担増やサービス提供者の報酬減額などさまざまな問題が顕在化しています。今後、障害者自立支援法の理念に沿った取組が促進されることが課題です。

（重点事業のねらい）

障害のある人が、地域で自立した生活をおくることができるよう、相談支援体制の充実をはかるとともに、就労の確保に向けた支援を行います。

また、障害者の日中活動の場の確保およびグループホーム、ケアホーム等居住の場の確保を支援します。

（重点事業の取組目標）

目 標 項 目	グループホーム等で自立生活をしている障害者数
---------	------------------------

〔目標項目の説明〕

- ・グループホーム、ケアホーム等事業の利用者数（健康福祉部障害福祉室調べ）

（具体的な取組内容）

取組方向1：相談体制の充実に向けて

- （1）障害保健福祉圏域に拠点を設け、就業・生活支援、障害児療育、障害者の地域移行（退院促進支援）等にかかる相談支援を実施します。
- （2）自閉症や発達障害、重症心身障害、高次脳機能障害などにかかる専門的な相談支援を実施します。

取組方向2：就労支援の充実に向けて

- （1）障害者の一般就労支援に向けた就労サポート、障害者の人材センターの運営等に取り組みます。
- （2）障害者の一般就労を進めるため、事業者による就労移行支援を促進します。
障害者が、就労に対する不安を解消し、円滑な職業を選択できるようにするため、

一定期間、障害者の態様に応じた多様な職業訓練の機会を提供します。

取組方向3：地域で活動する場の確保に向けて

- (1) 障害者の日中活動の場を確保するため、市町が行う日中活動の取組を支援します。
- (2) 障害者の授産施設等への通所支援を行います。また、訓練やリハビリテーションのための通所等を支援します。

取組方向4：くらしの場の確保に向けて

- (1) 精神障害者や知的障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム、ケアホーム等の基盤整備に取り組みます。

県が他の主体に期待する取組

- 市町は、地域活動支援センターなどを積極的に活用し、障害者の自立に向けた適切な支援を行います。
- 福祉サービス事業者は、新体系移行等にかかる事業者相互の情報交換、ノウハウの蓄積を行います。
- 一般企業等による障害者の積極的な雇用がはかれることが期待されます。

平成19年度 重点事業要求事業一覧

(単位：千円)

事業担当部名	事業名	施策番号 (資料の頁)	施策名	平成19年度 事業費
生活部	障害者委託訓練費	211 (p. 16)	地域の実情に応じた多様な雇用支援	30,148
健康福祉部	通所等支援事業補助金	344 (p. 70)	障害者保健福祉の推進	83,546
健康福祉部	日中活動支援事業補助金	344 (p. 70)	障害者保健福祉の推進	76,646
健康福祉部	障害者居住支援事業費(一部)	344 (p. 70)	障害者保健福祉の推進	97,500
健康福祉部	障害者相談支援体制強化事業費	344 (p. 70)	障害者保健福祉の推進	263,346
健康福祉部	障害者のチャレンジ支援事業費	344 (p. 70)	障害者保健福祉の推進	30,763
(事業計)				581,949